



福島医発第 1149 号 (地)
令和 3 年 7 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症により亡くなったことが疑われる方の
火葬許可に関する取扱いについて

標記の件について、厚生労働省健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局生活衛生課より日本医師会を通じて別添のとおり連絡がありました。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられたことが疑われる方については、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する観点から、二次感染の防止等のために、「墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)」第 3 条及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)」第 30 条第 3 項に基づき、死亡後 24 時間以内に火葬または埋葬することを許可(以下、「24 時間内の許可」という。)できるとされております。

本件は、市町村火葬行政担当者が当該「24 時間内の許可」を判断する場合の手順について、新型コロナウイルス感染症に罹患していた死亡者が死亡時にどのような状況にあったかを的確に把握するために、当該患者の感染症の有無等について、当該死亡診断書を作成した医療機関に確認を行ったうえで判断することとなる旨お知らせするとともに、上記市町村担当者から医療機関に対して行われる当該照会についてご理解いただくようお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(法安 47・健Ⅱ 160)

令和 3 年 6 月 18 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿
警察活動に協力する医師の部会 代表者 殿

日本医師会

常任理事 釜薙 敏

常任理事 渡辺 弘司

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症により亡くなったことが疑われる方の火葬許可に関する取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により亡くなられたことが疑われる方については、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する観点から、二次感染の防止等のために、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」第 3 条及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」第 30 条第 3 項に基づき、死亡後 24 時間以内に火葬または埋葬することを許可（以下、「24 時間内の許可」という。）できるとされているところ、市町村火葬行政担当者が当該「24 時間内の許可」を判断する場合の手順について、新型コロナウイルス感染症に罹患していた死亡者が死亡時にどのような状況にあったかを的確に把握するために、当該患者の感染性の有無等について、当該死亡診断書を作成した医療機関に確認を行ったうえで判断することとなる旨、別添のとおり Q&A が示され、都道府県衛生主管部に対して事務連絡が発出されました。

本会に対しても、上記市町村担当者から医療機関に対して行われる当該照会についてご理解をいただき、24 時間内の許可が適切に判断されるようご協力いただきたい旨の周知依頼がありました。

つきましては、本事務連絡の内容について、関係医療機関ならびに死体検案に従事する機会の多い警察活動に協力する医師へのご周知にご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 1 4 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症により亡くなったことが疑われる方の
火葬許可に関する取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により亡くなられたことが疑われる方の火葬許可につきまして、令和 3 年 6 月 14 日付け、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡（別添）により、24 時間以内の火葬又は埋葬許可の判断に当たっては死亡診断書を作成した医療機関に確認することを周知しておりますので、各医療機関におかれましては市町村の御担当からの照会に対して御対応くださるよう、周知をお願いいたします。

(別添)

事務連絡
令和3年6月14日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管(部)局 火葬行政担当 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症により亡くなったことが疑われる方について、墓地埋葬法第3条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条第3項に基づき24時間内に火葬又は埋葬する許可(以下「24時間内の許可」という。)を判断する場合における死亡時の状況の確認等について

標記については、近時、問合せが多く寄せられているところ、今般、下記のとおりQ & Aをとりまとめましたので、ご留意いただくとともに、貴管下の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。なお、本事務連絡の発出については、健康局結核感染症課と協議済みです。

記

Q 死亡診断書において、「直接死因若しくはその原因、直接には死因に関係しないが直接死因となる傷病経過に影響を及ぼした傷病名等、又はその他特に付言すべきことがら」に「新型コロナウイルス感染症」が記載されている場合には、どのような手順で24時間内の許可を判断することになりますか。

A 24時間内の許可は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する観点から二次感染の防止等のために行われるものであるため、その判断に当たっては、新型コロナウイルス感染症に罹患していた死亡者が死亡時にどのような状況にあったかを的確に把握する必要があります。

このため、死亡診断書のみならず、当該死亡診断書を作成した医療機関に対し当該患者の感染性の有無等について確認した上で判断することになります。

(参考条文)

○ 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年五月三十一日法律四十八号)

第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)

第三十条 (略)

2 (略)

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある死体は、二十四時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

○ 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）

第一条 ……埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を……提出しなければならない。

一～三 （略）

四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）

別記様式第四号

第 号死体火葬許可証

死 因	「一類感染症等」「その他」
-----	---------------

平成 年 月 日

市町村長

（注）死因欄中第一条第四号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に○印を付すること。
そうでないときは、「その他」に○印を附すること。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

第六条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一・二 （略）

三 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

四 （略）

8～24 （略）